

## 放置空き家等対策の推進について

東海部会提出

近年、全国で空き家の増加が社会問題化しており、その中には適切な管理が行われていない空き家が存在し、家屋の倒壊、草木の繁茂、害虫・害獣の繁殖、景観の悪化など近隣住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

こうした中、放置空き家に関する対策については、平成26年に国が空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、空き家の持ち主について市町村が固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報を利用し、立ち入り調査することを認め、倒壊の恐れがある等の「特定空家等」については除却や修繕を命じ、行政代執行を可能としている。

このような取り組みにもかかわらず、放置空き家問題が解消されない理由として、解体に当たっての所有者や自治体の費用負担が挙げられる。特に、所有者が必要な措置をとらず放置されたままの危険な空き家は、市が代執行により除却することで問題が解決する場合もあるが、代執行に係る予算の確保や除却に要した費用の回収が困難であることなどにより除却が進んでいないのが現状である。

よって、国においては、放置空き家対策の推進に向け、国全体として財政支援措置の強化を含めた総合的な施策を講じることを強く要望する。